

令和6年度個人住民税における定額減税に係る徴収方法の特例について(具体例)

給与からの特別徴収(給与から差し引きする方法で納める方)

- ・令和6年6月分については、均等割・森林環境税も含め、特別徴収を実施しません。
- ・「定額減税後の年税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均して徴収します。

(例1) 定額減税が適用された結果、所得割額が残る場合

年税額 90,000 円(所得割 85,000 円、均等割 4,000 円、森林環境税 1,000 円)

定額減税額 40,000 円(本人+控除対象配偶者+扶養親族 2 人)

徴収月	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	合計
税額(円)	0	5,000	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	50,000

定額減税後の特別徴収税額 $90,000 \text{ 円} - 40,000 \text{ 円} = 50,000 \text{ 円}$
 ひと月あたりの徴収税額 $50,000 \text{ 円} \div 11 \text{ か月} = 4,545 \text{ 円}$
 100 円未満の端数は 7 月にまとめて徴収するので、上表のとおりとなります。

(例2) 定額減税が適用された結果、所得割額がゼロになる場合

年税額 40,000 円(所得割 35,000 円、均等割 4,000 円、森林環境税 1,000 円)

定額減税額 40,000 円(本人+控除対象配偶者+扶養親族 2 人)

徴収月	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	合計
税額(円)	0	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000

定額減税額は所得割額を限度とします。均等割額・森林環境税の計 5,000 円が残るため、7 月に徴収します。
 定額減税(控除)しきれなかった残額(控除残額。この例の場合は 5,000 円)は、別途給付金(調整給付)の対象となります。

普通徴収(納付書や口座振替などによる方法で納める方)

- ・定額減税前の税額をもとに算出された第 1 期分の税額から控除し、控除しきれない場合は、第 2 期分以降の税額から順次控除します。

(例1) 定額減税が適用された結果、所得割額が残る場合

年税額 90,000 円(所得割 85,000 円、均等割 4,000 円、森林環境税 1,000 円)

定額減税額 40,000 円(本人+控除対象配偶者+扶養親族 2 人)

納付月	第 1 期 (R6.7.1 納期限)	第 2 期 (R6.9.2 納期限)	第 3 期 (R6.10.31 納期限)	第 4 期 (R7.1.31 納期限)	合計
減税前 税額(円)	24,000	22,000	22,000	22,000	90,000
減税後 税額(円)	0 (24,000 - 24,000)	6,000 (22,000 - 16,000)	22,000	22,000	50,000

(例2) 定額減税が適用された結果、所得割額がゼロになる場合

年税額 40,000 円(所得割 35,000 円、均等割 4,000 円、森林環境税 1,000 円)

定額減税額 40,000 円(本人+控除対象配偶者+扶養親族 2 人)

納付月	第 1 期 (R6.7.1 納期限)	第 2 期 (R6.9.2 納期限)	第 3 期 (R6.10.31 納期限)	第 4 期 (R7.1.31 納期限)	合計
減税前 税額(円)	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000
減税後 税額(円)	0 (10,000-10,000)	0 (10,000-10,000)	0 (10,000-10,000)	5,000 (10,000-5,000)	5,000

定額減税額は所得割額を限度とします。均等割額・森林環境税の計 5,000 円が残るため、第4期で納付していただきます。定額減税(控除)しきれなかった残額(控除残額。この例の場合は 5,000 円)は、別途給付金(調整給付)の対象となります。

公的年金からの特別徴収(公的年金から差し引きする方法で納める方)

・定額減税前の税額をもとに算出された令和 6 年 10 月分の税額から控除し、控除しきれない場合は、令和 6 年 12 月分以降の税額から順次控除します。

・令和 6 年 4 月、令和 6 年 6 月、令和 6 年 8 月の仮特別徴収税額からは控除しません。

(例1) 令和5年度から引き続き、公的年金からの特別徴収が継続される場合

年税額 130,000 円(所得割 125,000 円、均等割 4,000 円、森林環境税 1,000 円)

(仮特別徴収税額 65,000 円)
特別徴収税額 65,000 円)

定額減税額 40,000 円(本人+控除対象配偶者+扶養親族 2 人)

区分	仮特別徴収			特別徴収			合計
	R6.4	R6.6	R6.8	R6.10	R6.12	R7.2	
徴収月	R6.4	R6.6	R6.8	R6.10	R6.12	R7.2	
減税前 税額(円)	21,800	21,600	21,600	21,800	21,600	21,600	130,000
減税後 税額(円)	21,800	21,600	21,600	0 (21,800-21,800)	3,400 (21,600-18,200)	21,600	90,000

(例2) 令和6年度から、公的年金からの特別徴収が開始される場合

令和 6 年度から公的年金からの特別徴収が開始される方は、普通徴収と特別徴収を併用して徴収します。この場合、普通徴収から定額減税額を控除し、なお残額がある場合には、令和 6 年 10 月分から順次控除します。

年税額 65,000 円(所得割 60,000 円、均等割 4,000 円、森林環境税 1,000 円)

(普通徴収税額 32,000 円)
特別徴収税額 33,000 円)

定額減税額 40,000 円(本人+控除対象配偶者+扶養親族 2 人)

区分	普通徴収		特別徴収			合計
	第 1 期 (R6.7.1 納期限)	第 2 期 (R6.9.2 納期限)	R6.10	R6.12	R7.2	
徴収月 (納付月)	第 1 期 (R6.7.1 納期限)	第 2 期 (R6.9.2 納期限)	R6.10	R6.12	R7.2	
減税前 税額(円)	16,000	16,000	11,000	11,000	11,000	65,000
減税後 税額(円)	0 (16,000-16,000)	0 (16,000-16,000)	3,000 (11,000-8,000)	11,000	11,000	25,000

(例3) 定額減税が適用された結果、10月以降の特別徴収税額がゼロとなる場合

以下の例において、定額減税後は、所得割 5,000 円、均等割 4,000 円、森林環境税 1,000 円となりますが、仮特別徴収で既に 10,000 円を徴収しており、森林環境税は特別徴収することとされているため、特別徴収で森林環境税 1,000 円を徴収した上で、仮特別徴収で過納入となった 1,000 円を還付(または充当)することになります。

年税額 20,000 円(所得割 15,000 円、均等割 4,000 円、森林環境税 1,000 円)

(仮特別徴収税額 10,000 円)
(特別徴収税額 10,000 円)

定額減税額 10,000 円(本人のみ)

区分	仮特別徴収			特別徴収			合計
	R6.4	R6.6	R6.8	R6.10	R6.12	R7.2	
減税前 税額(円)	3,400	3,300	3,300	3,400	3,300	3,300	20,000
減税後 税額(円)	3,400	3,300	3,300	400	300	300	11,000

